

広島高裁総第 609 号

令和 2 年 9 月 18 日

山 中 理 司 様

広島高等裁判所長官 大 門

国



司法行政文書不開示通知書

7 月 16 日付け（同月 20 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

広島高裁長官において、新型コロナウイルス感染症への対応をテーマとして、管内の地裁所長及び家裁所長との間で適宜の方法により交換した意見の内容が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

（担当）総務課文書第二係 電話 082 (221) 2411 (内線 3250)